

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る2学期の取組について

5月29日にお知らせした学校再開に向けた取組を基に、2学期の取組についてお知らせします。
なお、5月29日の「学校再開に向けた取組」及び6月12日付松井ヶ丘通信「熱中症対策について」は、本校ホームページをご覧ください。

1 感染拡大防止対策の徹底について

1学期の学習活動を基に、府や近隣の感染状況を踏まえ、京田辺市教育委員会と連携し、感染拡大防止を徹底しながら教育活動を行います。

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ア 登校時、授業と授業の間や給食時間前、長時間休憩後等のこまめな手洗いや咳エチケットを徹底するよう指導。
- イ 多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する器具等）を教職員及び地域ボランティアによる毎日の消毒。
- ウ 感染拡大防止のため、トイレ便器の清掃を教職員で実施。
- エ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導。

(2) 集団感染のリスクへの対応（「3密条件」の回避等）

- ア 教室等のこまめな換気を実施。
- イ 教室内の座席と座席の間隔をできる限り広く確保するなど席配置を工夫。
- ウ 飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を基本とし、熱中症対策のため、体育や体調がすぐれない場合、「人との距離をとる」「話をしない」等の飛沫防止対策をとり、マスクを外すよう指導。
また、教職員、来校者もマスクの着用、及び、手指消毒を徹底。

(3) 児童生徒等の健康管理の徹底

- ア 家庭と連携した「健康管理票」の活用と、健康観察を徹底。
- イ マスク着用に伴い、熱中症のリスクが高まるため、室温調整やこまめな水分補給等の実施。
- ウ 併せて、熱中症に対する指導の徹底（6月12日付学校だより）

2 新型コロナウイルス感染症の予防に関する指導と心のケアについて

児童が、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付け、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を実施します。併せて、感染者や医療従事者等への差別や偏見を持たないように指導します。

また、新しい生活様式や感染に対する不安等による、児童の心のケアについては、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やカウンセラー等による支援を行います。

3 各教科等の指導

- (1) 各教室の席は全員が前を向く講義型（一斉授業の形態）を基本として、席間についてもできる限りスペースを空けるなど席配置を工夫。
- (2) 児童生徒同士の話し合い活動やグループ活動等については、近距離で長時間の会話とならないよう行うとともに、交流方法の工夫など授業展開を工夫。
- (3) 各教科等の特性上、感染症対策を講じてもなお飛沫感染等の可能性の高い活動を行う場合等については、内容の変更や実施時間の短縮、実施方法等の工夫。
- (4) 既習の内容を振り返りながら学習を進めるスパイラル学習、高学年での教科担任制の実施や少人数授業、中・低学年での支援員の活用等、指導の工夫を行うとともに、宿題や自主学習による家庭学習との連携を行い、学習内容の定着を図ります。

4 行事について

2学期の行事について、中止・見直しを行います。

- ・修学旅行、林間学習は検討の結果、中止とします。
- ・交通機関を用いた校外学習は実施しません。
- ・運動会は実施しません。
- ・10月31日（土）は体育参観とし、親子環境美化活動は行いません。（詳細は後日）

なお、3学期の行事については、感染の様子などを踏まえて、検討を行います。

5 給食の実施について

通常の献立に戻した上で、以下に留意し、給食を実施します。

- (1) 配食・会食前や返却後の手洗い、給食当番の白衣・マスク着用等、感染防止対策を徹底。
- (2) 配膳方法を工夫し、配膳時の感染リスクの減少を図る。
- (3) 会食時は、飛沫を生じないように、机を向かい合せにしないで会話を控える。